

## 松浦市余裕期間制度を活用した工事試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、松浦市が発注する建設工事において、余裕期間を活用した工事を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 工事の発注にあたり実工期前に、建設資材の調達や労働力確保のための余裕期間を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や扱い手の処遇改善に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1)工事の始期

工事開始日、実際に現場において工事に着手する日

#### (2)工事の終期

工事完成期限日

#### (3)余裕期間

契約締結日から工事始期の前日までの期間

#### (4)実工期

工事施工に必要な期間(始期から終期までの期間で準備と後片付けを含む。)

#### (5)全体工期

余裕期間と実工期を合計した期間

### (余裕期間)

第4条 余裕期間は、実工期の30%かつ120日間を超えない範囲で設定することができる。余裕期間の間において、受注者は、現場代理人及び主任(監理)技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

### (対象工事)

第5条 松浦市が発注する当初設計金額が130万円を超える建設工事に適用する。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。なお、試

行を行う工事は、入札公告、入札執行通知書及び特記仕様書に必要事項を明記するものとする。

- (1) 災害復旧等の緊急性を要する工事
- (2) 供用開始や関連工事に影響を及ぼす等工期に制約がある工事
- (3) その他、余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

#### (余裕期間制度の各方式)

第6条 余裕期間制度の方式は、工事内容及び改善効果等を勘案し、次の各号のとおりとする。

- (1) 発注者指定方式  
発注者が工事の始期を指定する方法
- (2) 任意着手方式  
発注者が示した工事着手期限までに、受注者が工事の始期を選択する方法
- (3) フレックス方式  
発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が実工期の始期（発注者が示した始期までの期間内）と終期を決定する方法

#### (制度の適用)

第7条 当該制度を適用する工事は、入札公告、入札執行通知書及び特記仕様書に必要事項を明記する。

#### (工事始期の設定)

第8条 余裕期間制度の任意着手方式又はフレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事始期と定め、契約を締結するまでの間に工事通知書（様式第1号）にて発注者に通知する。

2 前項の規定により通知された工事の始期により契約を締結する。

#### (実工期の変更)

第9条 余裕期間制度の任意着手方式又はフレックス方式により余裕期間を設定した工事において、余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、発注者と協議し始期を変更することができる。

- 2 任意着手方式において工事の始期を変更する場合は、実工期の日数は変更しないものとし、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。
- 3 任意着手方式及びフレックス方式の場合、週休2日モデル工事に限り、受注者が実工期を算出し、日数が不足する場合は、施工計画書の提出前ま

でに発注者と協議し、終期を変更することができる。

- 4 任意着手方式及びフレックス方式において、工事通知書（様式第1号）で通知した実工期に変更がある場合、受注者は工期変更申請書（様式第2号）により発注者と協議のうえ、実工期を変更することができる。

（契約関係の取扱い）

第10条 松浦市建設工事標準請負契約書に記載する工期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 発注者指定方式は、入札公告及び入札執行通知書に記載されている実工期を記載する。
- (2) 任意着手方式及びフレックス方式は、受注者から提出された工期通知書に記載された工期を記載する。
- 2 コリンズ等に記載する工期、技術者情報及び従事期間等は、松浦市工事請負契約書に記載された内容とする。

（前払金の取扱い）

第11条 受注者は、工事の始期以降でなければ前払金を請求できない。

（その他）

第12条 契約保証の保証期間は、全体工期にて設定する。

- 2 工期の開始は、松浦市建設工事標準請負契約書に記載した工事の始期として設定した日とし、設定日以前の余裕期間に、現場代理人及び主任（監理）技術者等との当該工事に関する協議等は行えないものとする。ただし、第9条に基づく実工期の変更に係る協議を除く。
- 3 労務費及び材料費の単価適用年月日は、起工日の月単価を適用する。

付 則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

様式第1号（第8条関係）

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

松浦市長 友田 吉泰 様

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり下記工事の工期を定めたので通知します。

工事名

工事場所 松浦市 町 免 地内

契約予定年月日 令和 年 月 日

工事の始期 令和 年 月 日

工期 工事の始期から令和 年 月 日まで( 日間)

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

様式第2号（第9条関係）

工 期 変 更 申 請 書

令和 年 月 日

松浦市長 友田 吉泰 様

住所  
商号又は名称  
氏名

令和 年 月 日 締結した下記工事の請負契約において、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」第9条に基づき、次のとおり実工期の変更を申請します。

工事名

工事場所 松浦市 町 免 地内

実工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで  
( 日間)

(実工期の変更)

実工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで  
( 日間)